

草津川跡地公園（区間４）JR 上部 遊具等設置工事（設計・施工）に関する公募型プロポーザルの実施に係る質問への回答について

番号	資料名称	ページ、項目等	質問事項	回答
1	実施要領	3 ページ 7 提出書類 (1) 提出書類	②一般社団法人日本公園施設業協会の S P 認定企業または、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 3 版）」や「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠して、遊具の設計、製造、施工を行うことができる者であることを証明できる書類とありますが、どのような書類が該当するか、例示をあげていただけますでしょうか。	一般社団法人日本公園施設業協会の S P 認定を受けている場合は認定証が該当し、認定を受けていない場合は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 3 版)」や「遊具の安全に関する規準(最新版)」に準拠して遊具の設計、製造、施工を行っていることを示す自社基準等の任意書類が該当します。
2	(別紙 1) 発注者の要求事項	2 ページ 2 要求要件 (5) 遊具等仕様	日陰施設について、屋根材の開口率に何％以上という下限はありますか。また、日陰施設が建築物に該当する場合、確認申請の費用は事業者負担という認識でよろしいでしょうか。	屋根材の開口率の下限は設けていませんが、飛散の恐れがない構造としてください。また、日陰施設の計画通知にかかる一切の費用は事業者負担となります。